

高額療養費制度

69歳までの方で、入院・手術などで診療費用が高額になる場合、あらかじめ『自己負担限度額に係る認定証（限度額認定証）』の交付を受けて頂き窓口に提示いただくと、**患者様の窓口自己負担が一定の額までで済むようになります**。この場合、後から高額療養費の払い戻し申請をする必要はありません。

※なお、窓口自己負担額は年齢や収入に応じて定められています。

【申請方法】

- *国民健康保険証をお持ちの方は、お住まいの市役所でお手続きください。
- *その他の保険証（組合、共済、協会健保）をお持ちの方は、各保険者にお問い合わせ下さい。
- *申請に必要なものは通常、印鑑と保険証です。保険によってその他必要なものが異なる場合がありますので、各保険者にお問い合わせください。
- *本人の印鑑、保険証を持参すれば、基本的に本人以外でも手続きが可能です。詳細につきましては各保険者にお問い合わせください。

健康保険限度額適用認定証			
平成 年 月 日交付			
被 保 険 者	記号	番号	
	氏名		男女
	生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日	
適 用 対 象 者	氏名	見 本	男女
	生年月日	昭和・平成 年 月 日	
	住所		
発効年月日	平成 年 月 日		
有効期限	平成 年 月 日		
適用区分			
保 険 者	所在地		
	保険者番号		
	名称及び印		

70歳以上の方は、『高齢受給者証（保険証）』の提示のみで、限度額認定証の申請を行わなくとも**一般的に医療費は44,400円以上にはなりません**。ただし、高所得者（70歳以上で3割負担）の方、低所得者（非課税世帯）の方は例外ですので、次ページの70歳以上の自己負担限度額表をご参考ください。

< 70歳未満の自己負担限度額 >

ア 標準報酬月額 83万円以上	252,600円+ (医療費-842,000円) ×1%
イ 標準報酬月額 53万~79万円	167,400+ (医療費-558,000) ×1%
ウ 標準報酬月額 28万~50万円	80,100円+ (医療費-267,000) ×1%
エ 標準報酬月額 26万円以下	57,600円
オ 低所得者 住民税非課税	35,400円

< 70歳以上の自己負担限度額 >

3割負担の方	80,100円+ (医療費-267,000) ×1%
1割もしくは2割負担	44,400円
低所得Ⅱ	24,600円
低所得Ⅰ	15,000円

※低所得者Ⅱ・Ⅰに当てはまる方は保険証と合わせて「**限度額適用・標準限度額認定証**」を提示して頂くと上記金額のご負担となります。提示されない場合は適用されませんのでご注意ください。

限度額適用認定証は必ず当月内にご提示ください。月をまたがれてのご提示は保険請求の関係上、適応されません。その場合は、一度窓口でお支払頂き後日保険者に問い合わせさせて頂くようお願い致します。

また、お食事代やアメニティ代等の自費分につきましては自己負担限度額に含まれませんのでご注意くださいませ。

※ご不明な点は病棟事務にお声掛けください。